

## 千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

千葉県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県高等学校等教育改革促進基金条例

#### (設置)

第一条 県は、公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六章に規定する高等学校、法第七章に規定する中等教育学校の後期課程及び法第八章に規定する特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における教育改革の推進に関する事業の資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (処分)

第五条 基金は、公立の高等学校等における教育改革の推進に関する事業の資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第八条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第一項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第二項中「より初任給調整手当」を「より第一種初任給調整手当」に、「準じて初任給調整手当」を「準じて、第一種初任給調整手当」に改め、同条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一元未満の端数を生じたときはこれを一元に切り上げた額)(以下「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(以下「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項中「第一号及び第三号に掲げる職員にあつては月の一日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）」、第二号に掲げる職員にあつては月の一日から末日までの期間につき」を削り、同項第一号中「人事委員会規則」を「支給単位期間につき、人事委員会規則」に、「その者の支給対象期間」を「当該職員の支給単位期間」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、六万七千二百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同号イからハまでを削り、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「第一号に定める額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額」を「前二号に定める額」に、「又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た」を「又は前号に定める」に改め、同条第三項中「支給対象期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十一条中第六項を第八項とし、同条第五項中「第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、」を削り、「支給対象期間の月数で除して得た額、」を「支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、」に、「額及び」を「額、」に、「支給対象期間の月数で除して得た額」を「支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第一号に定める額の」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に、「支給対象期

間に」を「当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に」に、「当該支給対象期間」を「当該支給単位期間」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第十一条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額

第十三条の二第五項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項中「別表第十」を「別表第九」に改める。

第二十二条の四第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十三条第一項から第三項までの規定中「給料」の下に「、第二種初任給調整手当」を加える。

別表第八千 医療職給料表(三)級別基準職務表6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	1 出先機関の長又は次長の職務
	2 困難な業務を行う出先機関の課長の職務
7級	1 副技監の職務
	2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
	3 特に困難な業務を行う出先機関の課長の職務

別表第九を削り、別表第十を別表第九とする。

（千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第二条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第三条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当は」を「第一種初任給調整手当は」に改め、同条第二号中「前号」を「同号」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の四 第二種初任給調整手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して局長が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して局長が定める額を下回るもの

二 前号の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同号の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして局長が定めるもの

第五条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第二号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

（千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第三条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日における当該職員の給料月額等を考慮して管理規程で定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理規程で定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項に定めるもののほか、第二種初任給調整手当は、同項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理規程で定めるものに対して支給する。

第十条第二号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第三号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十三条の二第五項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定（給与条例第十三条の二第五項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の給与条例第十三条の二第五項の規定は、令和四年四月二日から令和七年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となつて給与条例第十三条の二第一項に規定する特地公署又は同条第四項に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第二十七号）附則第十項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

議案第五十二号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。  
附則第八項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。  
（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第十九条の表中央児童相談所の項中「他の児童相談所の所管区域に属さない区域」を「習志野市、市原市及び八千代市」に改め、同表市川児童相談所の項中「、船橋市」を削り、「、鎌ヶ谷市及び」を「及び」に改め、同項の次に次のように加える。

松戸児童相談所	松戸市	松戸市及び鎌ヶ谷市
印旛児童相談所	印西市	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡

別表第四千葉県公益認定等審議会の項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八条の改正規定 公布の日
- 二 別表第四千葉県公益認定等審議会の項の改正規定 令和八年四月一日
- 三 第十九条の表市川児童相談所の項の改正規定（「、船橋市」を削る部分に限る。） 令和八年七月一日

四 第十九条の表市川児童相談所の項の改正規定（「、船橋市」を削る部分を除く。）、同項の次に次のように加える改正規定及び同表柏児童相談所の項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に中央児童相談所の長がした処分その他の行為（この条例（前項各号に掲げる規定を除く。）による改正後の千葉県行政組織条例第十九条に規定する印旛児童相談所において所掌する事務に係るものに限る。）は、印旛児童相談所の長がした処分その他の行為とみなし、同日前に中央児童相談所の長に対してした申請その他の行為は、印旛児童相談所の長に対してした申請その他の行為とみなす。

3 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に市川児童相談所又は柏児童相談所の長がした処分その他の行為（この条例（同号に掲げる規定に限る。）による改正後の千葉県行政組織条例第十九条に規定する松戸児童相談所において所掌する事務に係るものに限る。）は、松戸児童相談所の長がした処分その他の行為とみなし、同日前に市川児童相談所又は柏児童相談所の長に対してした申請その他の行為は、松戸児童相談所の長に対してした申請その他の行為とみなす。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「三一人」を「三五人」に改め、同条第九号中「一、二二七人」を「一、四〇七人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第五十五号

千葉県特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県特別会計設置条例の一部を改正する条例

千葉県特別会計設置条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 千葉県特別会計中小企業施設設備整備資金 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）に係る資金の貸付け

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金（小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十条第一項の規定により設置されている千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金をいう。以下同じ。）において生ずる令和七年度歳入歳出残額については、当該残額を千葉県特別会計中小企業施設設備整備資金（改正後の千葉県特別会計設置条例第一条第八号の規定により設置される千葉県特別会計中小企業施設設備整備資金をいう。以下同じ。）に繰り越すものとする。

3 この条例の施行の際千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金に所属する権利義務は、千葉県特別会計中小企業施設設備整備資金に帰属するものとする。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三号上欄中「調理師法（昭和三十三年法律第四百四十七号。以下この号において「法」という。）」を「政令」に改め、同欄チを削り、同表第三十五号の四下欄中「長生郡一宮町」の下に「睦沢町」を加え、同表第五十六号上欄中レをソとし、又からタまでをルからレまでとし、リの次に次のように加える。

又 条例第十二条の四第三項の規定による報告の受理

別表第六十号上欄ハ及びニを削り、同欄ホ中「及び第二号」を削り、同欄中ホをハとし、ヘ及びトを削り、同欄チ中「及び第二号」を削り、同欄中チをニとし、リからラまでをホからソまでとし、ムを削り、ウをツとし、ハからオまでをネからラまでとし、同欄ク中「オ」を「ラ」に改め、同欄中クをムとし、同表第六十一号の二及び第六十四号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第六十四号を削る改正規定 令和九年一月一日

二 別表第五十六号の改正規定 令和九年四月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為

(同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては長生郡睦沢町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

## 千葉県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県行政手続条例の一部を改正する条例

千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第二項第四号中「第二編第十一章」を「第二編第十二章」に改める。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「当該掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「掲示を始めた日の」を「措置を開始した日の」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例若しくは規則において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「及び方法」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項ただし書及び前項」を「前項ただし書」に改め、「及び納入方法等」を削り、同項を同条第二項とする。

別表第一調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）に基づくものの項中「六千円」を「六千四百円」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づくものの項に次のように加える。

地域限定保育 士試験手数料	第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験の実施	一件につき 百円
地域限定保育 士登録申請手数料	第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士の登録の申請に対する審査	一件につき 四千二百円

別表第一児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）に基づくものの項を削り、同表児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に基づくものの項保育士登録証再交付手数料の目的次に次のように加える。

地域限定保育 士登録証書換え え交付手数料	第二十条の六において準用する第十七条第一項の規定による地域限定保育士登録証の書換え交付	一件につき 千六百元
地域限定保育 士登録証再交 付手数料	第二十条の六において準用する第十八条第一項の規定による地域限定保育	一件につき 千 百 円

別表第一児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に基づくものの項の次に次のように加える。

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に基づくもの	地域限定保育士試験の全部免除申請手数料	第六条の五十四において準用する第六条の十一の二第一項の規定による筆記試験及び実技試験の全部の免除の申請に対する審査	一件につき	二千四百円
---------------------------------	---------------------	---	-------	-------

別表第一児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法（同項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）に基づくものの項中「児童福祉法等の一部を改正する法律」の下に「（令和七年法律第二十九号）」を加え、「。以下同じ」を削り、同表国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）に基づくものの項中「国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）」を「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法施行令（同条に規定する準用旧児童福祉法施行令をいう。）に改め、「第八条において準用する児童福祉法施行令」を削り、同表内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）に基づくものの項を削り、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項医薬品適合性調査手数料の目中「同条第七項（同条第十五項）」を「同条第六項（同条第十三項）」に、「同条第七項の」を「同条第六項の」に改め、同項医薬部外品適合性調査手数料の目中「同条第七項（同条第十五項）」を「同条第六項（同条第十三項）」に、「同条第七項の」を「同条第六項の」に改め、同項医薬品区分適合性調査手数料の目中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改め、同項薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の目から医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の目までの規定中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に基づくものの項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「容積率の」を「容積率又は各部分の高さの」に、「第百五

士登録証の再交付

条第一項」を「第六十三條の五十九第一項」に改め、「建築」の下に「又は更新」を、「の容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加える。

別表第五消防法第十七條の八第一項に規定する消防設備士試験の項の次に次のように加える。

調理師法第三條の二第一項に規定する調理師試験	調理師法第三條の二第二項に規定する指定試験機関	調理師法施行令第三條第一項に規定する試験事務規程
------------------------	-------------------------	--------------------------

別表第五児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二條の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験の項を次のように改める。

児童福祉法第十八條の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験	児童福祉法第十八條の三十二第一項に規定する指定地域試験機関	児童福祉法第十八條の三十二第四項において準用する同法第十八條の三十三第一項に規定する試験事務規程
--------------------------------	-------------------------------	--

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項の改正規定 令和八年五月一日
- 二 第四条（見出しを含む。）の改正規定 令和十年一月一日

## 議案第五十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第三十条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第三十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者  
第三十九条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第五十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第二項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表」を「別表第一」に改め

る。  
第九十二条第四項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百条第二項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第百一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第百三条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規

定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二条第二項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表」を「別表第一」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第六十号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年千  
葉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六号中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年千葉県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十五条を第十八条とし、第十四条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十五条 政令第十一条の二第三項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十六条 政令第十一条の二第四項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十七条 政令第十一条の二第五項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第六十二号

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例

印旛沼土地改良施設管理条例（昭和四十四年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「土地改良施設（」の下に「一本松揚水機場（付帯水路を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第十七条第一項第三号中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

## 千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三を次のように改める。

（許可に係る広告物等の管理）

第十二条の三 第六条第一項、第六条の二第三項、第八条第二項又は第十条第一項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を管理する者を定めなければならない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者にその管理を行わせなければならない。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

（安全点検）

第十二条の四 広告物等（規則で定める広告物等を除く。以下この条において同じ。）を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、公衆に対する危害を防止するため、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検のうちこの条例に基づく許可に係る広告物等に係るものは、法第十条第二項第三号イの試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

3 広告物等を表示し、又は設置する者は、第九条第三項の規定による許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

第十四条の三第一項第一号を次のように改める。

一 当該公示の日から起算して十四日間（法第八条第三項第一号に規定する広告物にあつては、二日間）、前条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送

信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供すること。

第十四条の三第二項中「前項第一号に規定する」を「広告物等が表示され、又は設置されていた場所を所管する」に改める。

第十七条の見出しを「（変更等の届出）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等管理する者を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

第十八条第七号を削り、同条第八号中「第十二条の三第三号」を「第十二条の四第二項」に改め、同号を同条第七号とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の千葉県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）に基づく許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（旧条例第十二条の三に規定する規則で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）を表示し、又は設置する者は、当該許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者を定めなければならない。

3 旧条例の規定による許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件（旧条例第十二条の三に規定する規則で定める規模以上のものを除く。）については、当該許可を受けている期間に限り、改正後の千葉県屋外広告物条例第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

4 旧条例の規定による許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件を管理する者を定めたときの届出については、なお従前の例による。

5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第六十五号

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、三六五人」を「一一、二六九人」に改め、同条第二号中「二六、三二七人」を「二六、五六五人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例

千葉県警察基本条例（昭和二十九年千葉県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和九年三月三十一日まで」に、「三、三七一人」を「三、三八四人」に、「三、四〇一人」を「三、三九五五人」に、「一〇、八五〇人」を「一〇、八九二人」に、「二〇、八八〇人」を「一〇、九〇三人」に、「一二、〇七六人」を「一二、一一八人」に、「一二、一〇六人」を「一二、一二九人」に改める。

別表第二定員の欄を次のように改める。

定	員
	二六七人
	六二三人
	六、六一八人
	三、三八四人
	一〇、八九二人
	一、二二六人
	一二、一一八人

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第六十七号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年二月十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表特別病室使用料の項中「一万九千八百円」を「二万三千四百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。